

「商工おのだ」チラシ折込サービス 運用規程

1. このサービスは、毎月、会員事業所等に配布している小野田商工会議所会報「商工おのだ」（以下、会報という。）に、企業紹介や、イベント、販売促進等の書類を同封するもの。
2. サービス利用者は、原則、会員事業所とする。但し、小野田商工会議所（以下、当所という。）が特に認めた場合は、この限りでない。
3. サービスの利用に当たっては、下記の事項を遵守すること
 - 1) 公序良俗に反しないこと。
 - 2) 関係法規に違反しないこと。
 - 3) 誤解を与える恐れがないこと。
 - 4) 他の会員、消費者に不利益を与える恐れがないこと。
 - 5) 政治、宗教、その他これに類するものに係るものでないこと。
 - 6) その他、当該サービス運用上不適当な事項がないこと。
4. 前条に反する場合、あるいはその他の理由により当所が不適当と認めた場合、本サービスは履行しない。
5. 書類等が同封される会報は、原則毎月1日発行とする。但し、やむを得ない事情により発行が遅延する場合がある。
6. チラシ及び広告等の内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。
7. 当サービスに関する手続き上のトラブルは双方が誠意をもって対応すること。また、当該サービスにより生じた取引上のトラブル等について、当所は一切の責任を負わない。
8. 書類等同封サービスの利用料金については別に定める。
9. 前記の同封サービス利用料金は、原則として申込書、見本のチラシと一緒に納入すること。
10. 会報に同封する書類は、原則B5版、A4版のチラシまたはパンフレットとし、重さは20g以内とする。B4版、A3版等の場合は、当該書類を規定の大きさ以下に折りたたんだ状態で納品すること。
11. 会報に同封する書類は、会員事業所各自で必要部数（1,050部）用意し、会報発行前月の25日までに当所に納品すること。（その際、残部は原則として返却しない。）
12. この運用規程に同意し、会報への書類等同封サービスを利用する場合は、申込書に必要事項を記入し、会報発行前月の20日までに見本と料金を添えて当所総務課へ提出すること。

利用料金

- ① 広告チラシ等の折込み料は、1回（1枚）16,500円（税込）とする。
- ② 同時に折込める枚数は2枚までとし、2枚目については5,500円（税込）とする。

《複数回折込契約》

- ① 年間に複数回の折込契約を申し込んだ場合の料金は、下記の料金とする。
- ② 複数回契約は、事前に申し込んだものに限る。
- ③ 複数回契約のチラシ折込み枚数は、1回1枚までとする。

3回契約	38,500円（税込）
6回契約	77,000円（税込）
9回契約	99,000円（税込）
12回契約	132,000円（税込）